

2012年7月12日

厚生労働大臣
小宮山洋子様

国際婦人年連絡会
世話人 橋本 葉子
實生 律子
山口みつ子

ひとり親世帯の支援に関する要望書

不況下にあつて、ひとり親世帯、とりわけ母子世帯の経済的困窮は放置できません。約75万6千の母子世帯のうち、84.5%が就業していますが、常用雇用は半数以下(42.5%)で、多くが臨時・パート雇用です。母子家庭の就業世帯の年間収入は全世帯平均の4割で、213万3千円の低さです。

ひとり親世帯に対して児童扶養手当などいくつかの公的な援助制度がありますが、それではまったく不足し、貧困にあえいでいます。20歳代で子育てに忙しい世帯が約3割と多く、子どもへの貧困の連鎖が危惧されています。こうした現状を打開するために、ひとり親世帯に対して、以下の政策の実施を要望します。とくに女性が家計を支える世帯に貧困が集中している現状を直視し、母子世帯へのさらなる支援をお願いします。

記

1. ひとり親世帯への生活保障を拡充すること
 - 1) 保育所入所を優先して正規雇用の就労保障をすること
 - 2) 児童扶養手当法の目的を1985年以前の「児童の福祉の向上」に改め、受給資格者所得制限を引き上げるなど支給要件を元に戻すこと
 - 3) 児童手当との併給を認めること
 - 4) 非婚母子世帯に寡婦控除に準ずる特別控除を新設すること
 - 5) ひとり親世帯への住宅保障として、公営住宅入居を優先し、民間などの借り上げ住宅には家賃を補助すること
2. ひとり親世帯への教育費援助の拡充として、高等教育の学費援助(一部補助・無利子貸付)をすること
3. 子どもの権利を確保する立場から、養育費の履行制度を法制化すること

以上